

i マイナンバーカードは、安心して使っていただけます!!

マイナンバーカードとは…

マイナンバーの確認はもちろん、公的な身分証明書として使えるカードです。ICチップに電子証明書をつけることで、カードを使っての確定申告や、健康保険証としての利用登録もできます。



マイナンバーは悪用されません!
 マイナンバーの利用については法律で厳しく制限されています。マイナンバーを使う際は、本人確認が必要なため、マイナンバーが知られたとしても、それだけでは勝手に手続きをされたり、個人情報が増えたりすることはありません。

なりすましはできません!
 マイナンバーカードは顔写真付きのため、なりすましが出来ません。また、カードをなくされたり、盗まれたりした場合は、コールセンターに電話をして、カードの利用をストップすることができます。

ICチップも安全です!
 電子証明書の利用には、利用者の方に考えていただく暗証番号が必要なうえ、不正に読み込もうとするとICチップが壊れる仕組みになっているので、ICチップから個人情報を抜き出すことは困難です。

カードを作るには申請が必要です。役場でもお手伝いします。住民課までお問合せください。

—平日開庁時間でのカードの受け取りが困難な方のため、休日に窓口を開設します—

- [日時]** 12月13日(日) 午前9時～正午
- [場所]** 本庁住民課
- [持ち物]** 交付通知書(ハガキ)、通知カード、本人確認書類ほか

要予約

問 住民課 ☎0859-54-5210



問 住民課
 ☎0859・54・5210

「食品ロス」を減らしましょう!
 「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。
 食卓にのぼって食べ残った食品や、賞味期限切れ等によって食べられなくなった食品が、大量に廃棄されています。食品ロスは、食べ物を粗末にするだけでなく、ごみを増やすことにもなります。作りすぎない、買すぎない、食品の管理に注意するなどちょっとしたことで食品ロスを防ぐことができます。
 ご家庭で食品ロスを減らす取り組みにご協力ください。